家畜保健衛生だより

令和6年度 第9号

牛肉骨粉等の鶏豚飼料利用再開について

平成13年9月、国内で初めてBSE感染牛が確認され、同年10月に牛肉骨粉等の 飼料利用が禁止されて以来、わが国では様々な対策により安全性を担保してき ました。平成21年5月に国際獣疫事務局から「管理されたBSEリスクの国」に認 定されたことから、段階的に飼料規制について見直しが行われ、今回、令和6 年10月3日付で牛肉骨粉等の鶏豚飼料への利用が再開されることとなりました。

略号: 〇: 利用可能 ×: 利用不可

用 途 由来動物		牛用 飼料等	馬用 飼料	豚用 飼料	鶏・うずら用 飼料	養魚用 飼料
牛**1	血粉、血しょうたん白質	×	利用再開	利用再開	利用再開	0
	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉					
めん山羊※1	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血 しょうたん白質	×				0
馬、豚※2	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血 しょうたん白質	×	0	0	0	0
家きん	チキンミール、フェザーミール、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質	×	0	0	0	0
魚介類	魚粉	×	0	0	0	0
ほ乳動物、家きん、魚介類	食品循環資源に含まれる動物由来たん白質	×	0	0	0	0
ほ乳動物	乳、乳製品	0	0	0	0	0
家きん	卵、卵製品	0	0	0	0	0
ほ乳動物(牛、めん山羊に限る)、 家きん、魚介類	ゼラチン及びコラーゲン	0	0	0	0	0

^{※1} 特定危険部位(SRM)及び死亡家畜は利用不可。 (牛のSRM](全月齢) 扁桃、回腸適位節 (30か月齢超)頭部(脳、眼など)、脊髄、脊柱 (あん山羊のSRM](全月齢) 脾臓、回腸 (12か月齢超)頭部(脳、眼など)、脊髄 ※2 豚にはいのししが含まれる。

反すう動物(牛、めん山羊)を飼養する農家さんへ



同一経営で鶏、豚等を飼養されている場合、使用段階での混入を防ぐため、A飼料とB飼料は同時に又は連続して受け入れていないこと、専用の容器又は専用の保管場所でA飼料を保管していること、牛にA飼料を与える際は専用の器具を使うこと、等を改めてご確認ください。

鶏、豚を飼養する農家さんへ



牛肉骨粉等を用いて飼料を自家配合する場合、牛肉骨粉等を原料とする飼料製造のための大臣確認を取得する必要があります(レンダリング事業場は、大臣確認を取得していない農家へ牛肉骨粉等を販売できません)。もしも、牛肉骨粉等を用いて飼料を自家配合したい場合は家畜保健衛生所までご相談ください。

なお、法律改正に伴い、令和6年10月3日~令和7年10月2日までの間に、同一経営で 反すう動物と鶏、豚等を一緒に飼養されている農家さんへ、家保が事前連絡の上、巡回 調査させていただきます(ペット等や動物園等も含む)。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679